

令和7年度

事業計画

社会福祉法人 能美市社会福祉協議会

令和7年度活動基本方針と活動計画

基本方針1 住民参加・住民主体の福祉のまちづくりを推進します。

町（内）会、民生委員・児童委員、福祉推進員、地域福祉委員会活動推進員、福祉団体、社会教育団体、ボランティア、社会福祉法人、NPO法人、企業、学校、そして行政等と協働し、福祉意識の醸成や見守り、支え合いのネットワークの形成及び地域における生活支援サービスのしくみづくりなどに取り組み、地域福祉活動、ボランティア活動等を通じた住民参加・住民主体の福祉のまちづくりを推進します。

基本方針2 住民一人ひとりの普段の生活の安心・安全を支援します。

様々な生活のしづらさを抱える住民一人ひとりの普段の生活の中で、希望をもってその人らしい生き方や生活ができるよう、各種の相談支援事業を実施します。

また、既存の制度だけでは、対応しきれない課題については、相談窓口の充実と住民による地域福祉活動、ボランティア活動等と連携するなどし、互助活動による生活支援及び各種サービスの提供など、地域ぐるみで厚みのある、きめ細やかな支援を行います。

【推進項目】

1. 住民参加・住民主体で地域福祉を推進する組織の運営
2. 社会福祉関係者が一丸となった地域福祉活動への支援
3. 福祉意識の醸成のための福祉教育の推進と住民の互助活動の支援
4. 生活上の多様な問題の相談窓口の開設及びつながりのしくみづくり
5. 生活支援サービスの提供
6. 老人福祉センターの管理運営

わが国では近年、人口減少と少子高齢化が進み、地域における担い手が減少し、消滅可能性自治体の発生が予想されるなど、地域社会そのものの存続が懸念される中で、一人ひとりが役割を持って行動し、支え合う地域共生社会の実現が求められています。同時に、血縁、地縁、社縁といった共同体機能が脆弱化する中、人と人、人と地域がつながり、支え合う取り組みを進めることによって、生まれやすい環境を整え、見守りなどのセーフティネットが充実していくことが求められています。

能美市においては、地域住民の多様な福祉の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、令和5年度から、①相談支援 ②参加支援 ③地域づくりを一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」に取り組んでいます。

本会では、行政計画である第4次能美市地域福祉計画（共助・公助の地域づくり）を基に同時に策定した民間計画である第4次能美市地域福祉活動計画（自助・互助の地域づくり）を推進し、市からの委託事業も積極的に受け入れ、基本方針1及び2のもと、推進項目1から6を掲げ取り組んでいきます。

推進項目1では、**第4次能美市地域福祉活動計画が推進の4年目となります。**第1次から第3次までに積み上がった取り組みの成果と課題を4次計画につなげ、更に住民と行政の協働による能美市らしい地域福祉活動に取り組みます。

推進項目2では、**各町会・町内会に組織された地域福祉委員会の活動支援として、地区ごとにコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置し、市民と行政等との協働による地域づくりが更に進むよう、見守り・支え合い活動の充実を図ります。**

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障害者世帯等のほか子育て世帯への見守り活動として、市内社会福祉法人が調理したお弁当をボランティアや主任児童委員が配達し、見守る「ふれあい弁当」や「子育て応援弁当」を実施します。

また、市内の社会福祉法人が参加する「のみ社会福祉法人連絡会」の一員として参加し、それぞれが力を合わせて、地域への社会貢献を強化していくと共に、その事務局を担当し活動を支援します。

推進項目3では、**ボランティア・コミュニティ活動支援センターを運営し、福祉意識を醸成するための福祉教育の推進とボランティア活動が更に活発化するよう支援します。**特に若い世代へ

の福祉教育には、ボランティアグループ、社会福祉法人や企業等の協力を得て、地域ぐるみで福祉への関心とボランティア活動への参加を呼び掛けるとともにボランティアグループの活動を支援します。

引き続き、コロナウィルス感染拡大対策として実施された生活福祉資金の特例貸付を通じて顕在化した「生活困窮」や「孤立・ひきこもり」等の地域生活課題に対し、フードドライブやフードパントリーを開催し、この機会を活用し、**市内に在る能登半島地震で被災された方々等も含めた、不安や困難を抱える方々の「居心地のよい場(サードプレイス)づくり」をすすめ、地域のつながりづくりを推進します。**

また、災害時には災害ボランティアセンターを運営し、緊急時における住民の助け合い活動を支援します。そのための訓練等も積極的に行います。

推進項目 4 では、「**寺井あんしん相談センター**」及び「**くらしサポートセンターのみ**」により、**相談、支援の体制を強化していきます。**

あんしん相談センターは、高齢者・障がいのある方・生活困窮の方々等の相談を包括的にワンストップで受け止めるための機関として、令和元年度から、日常生活圏域（中学校圏域）ごとに設置での総合相談体制が構築されました。**寺井地区をエリアとする寺井あんしん相談センターでも、障害・生活困窮等の相談機関との連携を強め、相談機能を充実させると共に、地域ケア会議の開催等を通じて、地域と関係機関と連携を深め、支援体制を充実していきます。**

くらしサポートセンターのみは、市や県社会福祉協議会から「生活困窮者自立相談支援事業」、「成年後見制度利用促進事業」、「福祉サービス利用援助事業」及び、「生活福祉資金貸付事業」を受託し、安定した日常生活を送る上で様々な悩みを抱える方々に対し、セーフティネットを構築し、安心して生活できるよう支援します。

新型コロナウイルスによる生活福祉資金特例貸付制度では、すでに償還が始まっており、毎日のくらしに不安のある方々への相談や支援が継続して求められています。本会では積極的に地域に出向き、生活状況を聞き取りながら、家計改善支援や就労支援などに対応し、地域での自立生活に向けた相談支援を強化していきます。

これらの事業に加え、**身近なところでの心配ごと相談、弁護士、行政書士による専門相談に、司法書士による相談会を新たに設け、専門職による相談体制を充実させ、CSWをはじめ、**

住まい、就労、司法、教育の各専門機関及び福祉事務所等と情報共有をはかり、地域における要援護者の早期発見、早期対応、早期支援に向けて、暮らしをサポートするセンターとして取り組んでいきます。

推進項目 5 では、**生活上の困りごとを抱える方々への生活支援として、車いす専用車での福祉移送サービス、介護保険上の「要支援」等の方々を訪問し、簡単な清掃、買い物等の支援を行う生活支援たすけあい・ライフサポーターの派遣を行い、安心できる生活を支援します。**

推進項目 6 ですが、老人福祉センター「白寿会館」については、より高齢者の集いやすい施設として、入浴、高齢者等の生きがいつくり講座や介護予防講座などの健康増進や社会参加の機会と担っていきます。

推進項目 1 から 6 を踏まえて、それぞれの事業が連携することで、個別の課題や地域の課題の解決に向けた、包括的な支援が提供できるよう、また、幅広い関係者とのネットワークによる連携・協働をはかり、助けたり助けられたりの地域づくり、能美市らしい地域共生社会の構築に取り組めます。

【主な実施事業】赤字は新規・充実事業

推進項目 1. 住民参加・住民主体で地域福祉を推進する組織の運営

(1) 理事会、評議員会、各種委員会の開催

①理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会及び役員等先進地視察研修

(2) 会員会費の募集

①4月から12月まで会員会費を募集、特に7月を募集推進月間として取り組む

(3) 社会福祉大会の開催

①社会福祉功労者等表彰の授与を通じて福祉意識の醸成に取り組む

(4) 福祉・ボランティア情報等の発信

①広報誌「ほほえみ」の発行（年4回）、「地域福祉・ボランティア・在宅福祉事業報告集」の発行（年1回）、ホームページの運営及びSNSによる情報提供

(5) 愛の福祉基金事業の運営

(6) 福祉関係者が行う地域福祉活動への支援

- ①老人クラブ連合会（市・支部）、身体障害者福祉協議会（市・支部）、母子寡婦福祉連合会（市）及び福祉活動グループほがらか会の事務局支援
- ②のみ社会福祉法人連絡会の事務局支援
- ③手をつなぐ育成会、母子寡婦福祉連合会、身体障害者福祉協議会の福祉団体への活動助成・支援

(7) 福祉バスの貸出

- ①福祉団体やいきいきサロン（おでかけサロン）等の外出支援

推進項目2. 社会福祉関係者が一丸となった地域福祉活動への支援

推進項目3. 福祉意識の醸成のための福祉教育の推進と住民の互助活動の支援

(1) 第4次能美市地域福祉活動計画の推進

- ①第4次能美市地域福祉活動計画の4年目の推進
 - ア ところに寄り添い合う人づくり委員会
 - イ 見守り・助け合い推進委員会
 - ウ 暮らし応援委員会
 - エ ところ豊かな地域づくりの会
 - オ 評価委員会

(2) 春 まち ほかほか プロジェクト の開催

- ①第4次能美市地域福祉活動計画の4年目の推進の報告
- ②住民の地域福祉・ボランティア活動の紹介
- ③講演

(3) 福祉関係者が行う地域福祉活動への支援

(コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の設置)

- ①地域福祉委員会
 - ア 地域福祉委員会活動ヒント探し講座「基礎編」及び「実践編」、活動推進会議、地域福祉委員会活動絡会、地域福祉セミナーの開催
 - イ 地域福祉委員会活動に対する助成
 - ウ 福祉推進員やいきいきサロン運営ボランティアの活動支援
- ②民生委員児童委員協議会（市及び3地区単位民児協）の事務局支援

(4) 地域の支援者の伴走支援からの地域づくり（地域力強化支援体制構築事業）

- ①支援を必要とする人を支援する地域の支援者（民生委員等）を伴走支援する地域づくりを行う

(5) 見守りネットワークの推進

- ①ふれあい弁当配達による見守り
 - 一人暮らし高齢者、障がい者世帯等へのお弁当（歳末時には、おせち風弁当等）配達による見守り
- ②子育て応援弁当配達による見守り
 - 産前・産後の方のいる世帯への子育て応援弁当（要件有）配達による見守り

Ⓢ産後2ヶ月まで→産後3ヶ月まで充実させる

(6) 生活支援体制の基盤整備の推進（生活支援コーディネーターの配置）

- ① 1 層（市全域）生活支援コーディネーターによる課題解決のための多様なネットワークづくりと資源開発
- ② 2 層（中学校圏域）生活支援コーディネーターによる地域課題把握、助け合い活動の推進
- ③ 生活支援つなぐ号の運営管理
（地域福祉活動団体に車両を貸出し、生活支援の助け合い活動を支援する）

(7) ボランティア・コミュニティ活動支援センターの運営 （ボランティアコーディネーターの配置）

- ① ボランティア・コミュニティ活動支援センター運営委員会の運営
- ② 福祉教育の推進
 - ア ジュニアボランティアクラブ（小学生向け）
 - イ ボランティアチャレンジ体験（中学生、高校生向け）
 - ウ ボランティア講座
 - エ 福祉協力校活動助成（市内 8 小学校、3 中学校、1 高等学校が対象）
- ③ ボランティアに関する相談窓口
登録・斡旋・保険加入・ボランティア機材貸出・プルタブ等の収集物の受付
- ④ 市ボランティア連絡協議会及びボランティアグループへの活動助成
- ⑤ 第 18 回能美市民ボランティアフェスティバルの開催（実行委員会形式）
日時：10 月 12 日（日）
場所：辰口福祉会館
- ⑥ 災害ボランティアセンター運営及び市民防災ネットワークの活動支援
- ⑦ 「能美たすかったわ〜大賞」の募集
- ⑧ 傾聴ボランティアの派遣（対象は一人暮らし高齢者等）

推進項目 4. 生活上の多様な問題の相談窓口の開設及びつながりのしくみづくり

(1) 寺井あんしん相談センターの運営（寺井地区）

- | | |
|--------|---|
| ア 営業日 | 月～金曜日（但し、祝祭日、12 月 29 日～1 月 3 日は休業） |
| イ 営業時間 | 8：30～17：15
（電話等で 24 時間、連絡可能な体制をとる） |
| ウ 職員体制 | センター長・管理者（主任介護支援専門員）、社会福祉士、
看護師、介護支援専門員 |
| エ 事業計画 | P8 別記 1 |

(2) くらしサポートセンターのみの運営（市全域対象）

- | | |
|--------|---|
| ア 営業日 | 月～金曜日（但し、祝祭日、12 月 29 日～1 月 3 日は休業） |
| イ 営業時間 | 8：30～17：15 |
| ウ 職員体制 | センター長、相談員 事務員 |
| エ 事業計画 | P9 別記 2 |

推進項目5. 生活支援サービスの提供

(1) 福祉移送サービスの運営

- ア 営業日 月～金曜日（但し、祝祭日、12月29日～1月3日は休業）
- イ 営業時間 8:30～17:00
- ウ 利用対象者 能美市内在住者のうち、常時車いす利用者で一般の交通機関を利用できない方
- エ 利用範囲 能美市内及び川北町、小松市、白山市（旧白山5村は除く）、野々市市
- オ 登録ドライバー数 3名（主に市内在住の方で講習を受講し登録された方）

(2) 生活支援たすけあい・ライフサポーターの派遣（介護予防・日常生活支援サービスのうち訪問型サービスB（住民主体による援助））の派遣

- ア 営業日 月～金曜日（但し、祝祭日、お盆、12月29日～1月3日は休業）
- イ 営業時間 8:00～17:00
- ウ 援助内容 買い物・買い物同行・調理・清掃・整理整頓・洗濯・ゴミだし等を利用者と共に行い、見守りをしながら利用者自身ができることが増えるよう支援する ※身体介護は行わない
- エ 援助対象者 要介護認定で、要支援1・2または、事業対象者で生活援助が必要な方（原則一人暮らしの方、他にも要件あり）
- オ たすけあい・ライフサポーター数 登録者数11名

推進項目6. 老人福祉センターの管理運営

(1) 能美市老人福祉センター白寿会館（大浜町ノ35-1）の管理運営

- ア 利用者 65歳以上の人及び身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者で、利用を希望する人
- イ 休館日 火曜日、土曜日
- ウ 営業時間 9:30～16:30
- エ 職員体制 2名

令和7年度能美市寺井あんしん相談センター事業計画

【運営方針】

高齢者や障がい者、生活困窮者、ひきこもり等、要援護者の相談窓口と個別の支援を行うと同時に、共に支えあう地域づくりに取り組み、誰もが住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい暮らしができる地域共生社会づくりを目指す。

【事業計画】

①寺井地区の高齢、障害、生活困窮等の相談窓口

ア 総合相談支援業務

高齢者をはじめ、障がいや生活困窮、ひきこもり等の相談にワンストップで受け止める総合的な相談窓口となり、他機関をつなぐ役割を担う。

イ 複数の課題を抱える世帯への支援

複数の課題を抱える世帯を把握し、各関係機関との連携を強化し、支援体制を構築する。

ウ 地域ケア会議の招集、開催

課題解決に向けた支援の方向性の検討や課題分析を積み重ね、地域に共通した課題を明確化し、地域に必要な資源開発や地域づくりにつなげる。

エ 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防ケアマネジメント業務（総合事業対象者のケアプランの作成）及び一般介護予防事業（支援を要する高齢者を把握し、介護予防に努めると共に、介護予防に関する知識の普及、啓発を行う）

オ 権利擁護業務

虐待や困難事例への対応、各種福祉サービスの適切な利用支援、成年後見制度の周知・利用支援、消費者被害防止に対する支援を行う。

カ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域における連携・協働の体制づくりや、個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。

キ コーディネーター業務

地域ケア会議推進員、地域生活医療コーディネーター、認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーターを配置し、業務を実施及び推進する。

ク 連絡調整業務

介護認定申請に係る業務、高齢者福祉サービス事業に係る業務、緊急時対応業務、障害者福祉サービスに関する業務等を行う。

ケ 職員の資質向上

自己研鑽を含め積極的に研修に参加し、必要な知識、技法等の取得に努める。

②指定介護予防支援業務

ア 介護保険の対象となる要支援者のケアプランを作成する。

イ 自然災害発生時及び感染症発生時の業務継続に向けた取り組みを行う。

ウ 感染症の予防及び蔓延の防止を強化するために、感染対策委員会を年2回以上開催及び職員研修を行う。

エ 高齢者虐待の防止を推進するために、虐待防止検討委員会を年1回以上開催及び職員研修を行う。

令和7年度くらしサポートセンターのみ事業計画

【運営方針】

様々な問題により日常生活を送ることが困難な状況に直面している方などに対し、幅広く相談に応じ、寄り添いながら安心、安全な生活が送れるよう支援する。

【事業計画】

①生活困窮者自立相談支援事業(能美市より受託)

ア 自立相談支援事業の実施

生活困窮状態に陥った相談者の一人ひとりの状況に応じて、自立に向けた自立支援計画を作成し、関係機関、民生委員・児童委員等の地域の支援者と連携し、自立生活に向けた継続的な支援を行う。

イ 家計改善支援事業の実施

家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者と共に収支を明らかにし、生活の改善に向けた意欲を引き出せるような支援を行う。

②福祉サービス利用援助事業(石川県社会福祉協議会より受託)

ア 認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な方が地域社会で安心して生活できるように、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預かり等の支援を行う。

イ 利用者の状態変化により、本事業では実施が困難になった場合には、成年後見制度利用の移行支援を行う。

③能美市福祉資金貸付事業及び石川県生活福祉資金貸付事業(石川県社会福祉協議会より受託)

ア 能美市福祉資金貸付では、低所得者等や生活保護申請者で生活保護費受給までの生活費が必要な世帯に対し、経済的自立と生活意欲の助長、促進を図るために、資金の貸付と必要な援助及び指導を行う。

イ 石川県生活福祉資金では、初回相談窓口等を受け持ち、低所得者、障害者及び高齢者等に対し、自立生活の助長に必要な資金の貸付の相談や申請手続きを行う。

ウ 新型コロナウイルス感染症にかかる生活福祉資金特例貸付の、緊急小口資金と総合支援資金の償還に伴い、アウトリーチ等により借受人の生活課題を把握し、自立相談支援機関等の多機関と連携して必要な支援に繋げるなどし、地域で自立した生活ができるように支援を行う。

④歳末お見舞金の贈呈(要件有)

歳末時に歳末助け合い募金の配分金を財源とし、障がいのある方や生活にお困りの方々に、民生委員・児童委員の協力を得てお見舞金を贈る。

⑤各種専門相談（弁護士・司法書士・行政書士等）

ア 弁護士・司法書士・行政書士が無料で相談に応じる。要予約。

相談名	開催場所	開催頻度	開催時間	その他
弁護士無料法律相談	ふれあいプラザ	月 3 回	13 : 30	1 組 30 分で 4 組まで
司法書士無料相談		月 1 回	～	
行政書士無料相談		月 1 回	15 : 30	

イ 心配ごと相談所の運営

民生委員・児童委員、行政相談委員、人権擁護委員を相談員とし、日常生活上のちょっとした不安や悩み等の心配ごとに応じる。無料、予約不要。

開催場所	開催日	開催時間	その他
根上サービスセンター	毎月 2 5 日	13 : 30～15 : 30	1 組 30 分程度
ふれあいプラザ	毎月 5 日		
辰口福祉会館	毎月 1 5 日		

* 開催場所が休館の場合は開催日の変更あり

⑥成年後見制度利用促進事業（能美市より受託）

中核機関として、判断能力が十分でないために日常生活に支障がある、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者が、成年後見制度を利用できるよう支援する相談窓口と共に、地域連絡協議会を開催し、地域の団体関係機関、専門職等と連携し、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進める。

⑦つながりのしくみづくり・つながりの場づくりの推進

ア ほっとあんしんサロン：介護者の心の悩みなど日頃の思いを気軽に語り合う

イ 福耳ネット、ぬくもりサロン：聴覚、視覚等コミュニケーションに不都合な方がふれあい集う

ウ フードドライブ・フードパントリーの開催（各年 4 回）

⑧被災者見守り・相談支援事業（石川県より受託）

令和 6 年能登半島地震における被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や日常生活上の相談を行い、必要に応じて各専門相談機関へつなぐ等の支援を行う。

ア 生活支援相談員を配置し、みなし仮設や公営住宅に居住する被災者を訪問し、見守りや相談、各専門相談機関へのつなぎ等を通じて、被災者の生活再建や自立を支援する。

イ 被災者の孤立防止を図るため、定期的な交流の機会をつくり、見守り・相談支援を一体的に行う。

